慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学法学部-サンパウロ大学法学部 学術交流協定二〇周年記念行事に際しての講演及びシンポジウム報告を連載するにあたって
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.10 (1999. 10) ,p.1- 5
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19991028-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学法学部―サンパウロ大学法学部

学術交流協定二〇周年記念行事に際しての講演及びシンポジウム報告を連載するにあたって

宮　島　　司

次に掲載する論説は、本年（平成一一年）七月八日、三田キャンパス北新館ホールで行われたサンパウロ大学法学部長フェレイラ教授の講演録を翻訳したものである。この講演は、本年が、慶應義塾大学法学部とサンパウロ大学法学部の間の学術交流協定締結二〇周年にあたるところから、その記念行事のひとつとして行われたものである。

七月八日及び九日の両日にわたる学術交流協定二〇周年記念行事の内容については、すでに法学部の池田真朗教授が三田評論一〇一六号において「『日本とブラジルの法と社会』シンポジウムを開催して」と題して詳細に紹介されているのでそこに譲り、ここでは「慶應義塾大学法学部とサンパウロ大学法学部との間の学術交流協定」締結二〇周年を振り返ってみることとする。

昭和四八年　サンパウロ大学総長から本塾長宛に大学間学術交流に関する正式打診。

昭和五二年　当時サンパウロ大学法学部助教授・同州最高裁判所判事カズオ・ワタナベ氏から、外務省の鈴木康之領事を通じ、本塾法学部との間の学術交流の打診。鈴木領事は、友人であり、サンパウロ大学法学部での研究生活の経験のある須藤次郎本塾法学部助教授にワタナベ氏の意向を伝える。須藤助教授は、伊東乾教授および十時厳周教授と相談の上、この三者を中心として具体的に動き出すこととする。

昭和五二年一二月　ワタナベ助教授と本塾法学部との最初の会談が行われ、学術協定締結に向けて相互に努力する旨の確認がなされる。

昭和五四年　五月　サンパウロ大学法学部のアルフレッド・ブザイド教授、セルソ・ネーベス教授、カズオ・ワタナベ助教授を招待し、提携の約束が「協定案」として定められる。

昭和五六年　五月　両大学内における教授会等での承認の後、両大学法学部間において正式に締結される。

★「協定案」および「協定」の内容は、ネルソン・ハラダ「ブラジル法、とくに訴訟法の形成およびサンパウロ州の裁判組織についての覚書」（法学研究六一巻一一号）についての本塾法学部森征一教授の「解題」に前文が掲載されている。

このようにして、学術交流協定が正式に締結され、協定の趣旨に従い、書籍、雑誌および出版物の交換、大学院、学部レベルの学生の相互受け入れが直ちに実行され、教授および研究者のレベルでの講演会、研究会、講義

などの実施も着々と進められることとなった。

具体的には、本塾からは、十時厳周教授、宮沢浩一教授がサンパウロ大学で講演を行うなど、また昭和五九年には、森征一教授が、一年間、サンパウロ大学において客員教授を勤められ、授業や講演会を行った。森教授の在伯中に、ブラジル側では、協定の精神に沿って「日伯比較法学会」を設立することとなるが、森教授は、帰国後、こうしたブラジル側の誠意に応えるべく、「日本・ブラジル比較法研究会」を設立される。その後も、宮島が八ヵ月サンパウロ大学において客員教授を勤め、さらに宮沢教授、金子晃教授、人見康子教授、池田教授などが在伯の折に講演会を開催されるなど、着々とサンパウロ大学側との交流に成果をあげてきている。そして、その最大の成果として結実したものが、法学部において正式の外国法としての単位を認められた「ラテン・アメリカ法」の講座の誕生である。毎年二〇〇名以上の履修者を集める人気講座となっている。

一方、サンパウロ大学側からも、正規の大学院生の派遣（一名は慶應義塾大学より博士の学位授与、一名は現在学位論文審査中）、数度にわたる研究者一行の来日とその際の研究会開催（第一回目が前述のハナダ判事の講演である）、来日の折の個別講演会（カズオ・ワタナベ「ブラジルにおける環境法について」法学研究七二巻六号）、マサト・ニノミヤ教授のラテン・アメリカ法への出講（非常勤講師として毎年授業を担当）など、積極的な交流がなされている。

今回の二〇周年記念行事は、いわばこれまでの二〇年の学術交流の集大成であるとともに、将来に向かっての新たな一歩を記念するものである。その意味で、今回行われた記念講演およびシンポジウムでの報告については、法学部の機関誌であるこの法学研究に研究の成果を発表することが適当であると考えている。その第一弾が本稿である。

慶應義塾大学法学部―サンパウロ大学法学部　学術交流協定二〇周年記念行事

〈記念講演〉

イベッチ・S・フェレイラ（サンパウロ大学法学部長）「ブラジルにおける環境保護について」

森　征一（慶應義塾大学法学部教授）「慶應・サンパウロ交流協定二十年史」

二宮正人（サンパウロ大学法学部教授）「ブラジル日本移民九十年の歴史と本協定」

〈シンポジウム〉

第一セッション「家族制度の比較――離婚を中心に」

オオハラ（弁護士）「ブラジルの法律における離別と離婚」

犬伏由子（慶應義塾大学法学部教授）「日本法における離婚および法改正の方向」

第二セッション「登記制度の比較――公証制度を中心に」

シクタ（サンパウロ州民事控訴院判事）「ブラジルにおける公証および登記制度」

七戸克彦（慶應義塾大学法学部教授）「日本における公証制度と登記法」

第三セッション「医事法の比較――臓器提供・移植問題を中心に」

ベシャーラ（サンパウロ大学医学部教授兼法学部教授）「臓器および組織の提供と移植――ブラジルの経験と法的進展について」

古川俊治（慶應義塾大学医学部教授兼弁護士）「日本における臓器移植」

第四セッション「刑事法の比較――矯正制度を中心に」

ニシ（サンパウロカトリック大学法学部教授兼判事）「監獄制度の危機と代替刑について」

加藤久雄（慶應義塾大学法学部教授）「触法精神障害者処遇論の現代的課題――とくに、人格障害犯罪者に対する刑事制裁上の対応を中心にして」

第五セッション「国際取引法の比較――工業所有権関係協定を中心に」

シルベイラ（サンパウロ大学法学部教授）「ブラジルにおけるＴＲＩＰＳ協定（知的所有権の貿易関連側面に関する協定）の適用について」

田村次朗（慶應義塾大学法学部教授）「ＴＲＩＰＳ協定における並行輸入問題」